

軽自動車税の減免について

軽自動車税には、減免の制度があり、一定の要件に該当すれば、納税義務者等の申請により、軽自動車税の減免を受けることができます。ただし、減免になる車両は1人1台です。普通自動車税で減免を受ける場合には、軽自動車税の減免を受けることはできません。

減免の申請は、納付書が届いてから納期の7日前までに申請をする必要があります。申請期限を過ぎると、減免が受けられませんのでご注意ください。

※普通自動車の税の減免に関するお問い合わせは、
県税事務所（☎333-2100）へお尋ねください。

- 申請期限** 5月24日（金）
申請に必要なもの
- ①手帳（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳または精神障害者福祉手帳など）
 - ②運転免許証
 - ③車検証
 - ④納税通知書
 - ⑤印鑑

問 税務課課税係 ☎282-1114

主な減免の対象となる範囲

障害区分等	障害の級別	
	身体等に障害のある人 本人が運転する場合	生計同一者または常時 介護者が運転する場合
視覚障害	1級～「4級の1」	
聴覚障害	2級・3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級 (喉頭摘出による 音声機能障害が ある場合に限る)	×
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級
身体障害者手帳	乳幼児期以前の 非進行性脳 病変による運 動機能障害	上肢 機能 移動 機能
	1級～6級	1級～3級
心臓・じん臓・呼吸器・ 小腸・ぼうこう又は 直腸機能障害	1級・3級	
療育手帳	障害程度が「重度（A）」	
精神障害者保健福祉手帳	1級	

「交通災害共済」「町民交通災害共済」の保険

二つの災害共済で安心保障

問 総務課地域・防災係 ☎282-1111

全町民加入型の交通事故保険

町は、御船町に住民票のあるすべての人を対象とした「交通災害共済制度」に加入しています。この制度は、御船町民が交通事故に遭って、負傷や死亡した場合に、入院や通院などを要した期間に応じて、見舞金が支給されるものです。

見舞金は交通事故が対象です。本人が町に対して、請求を行うことができます。

▼交通事故の内容

日本国内で発生した①自動車②原動機付自転車③自転車④汽車⑤電車⑥航空機⑦船舶⑧モノレール⑨トロリーバスによる運行事故

▼事故後の対応

事故に遭った場合には、必ず警察に届出を行ってください

▼請求方法

入院や通院の治療後、役場2階地域・防災係で必要な書類を持って、請求手続きを行ってください

▼請求に必要なもの

▽印かん▽交通事故証明書▽診断書または診療報酬明細書▽住民票

▼請求期限

事故に遭った日から1年以内

災害の程度と保障内容

区分	災害の程度	金額
1等級	死亡	15万円
2等級	180日以上の治療	6万円
3等級	90日以上の治療	4万円
4等級	30日以上の治療	2.5万円
5等級	10日以上の治療	2万円

※治療は入院や通院が対象です

安心保障の交通災害共済

「町民交通災害共済」は、御船町民が交通事故に遭った場合に、個人の掛金に応じて共済金を支給する保険です。保障内容は、国内外で事故に遭った場合に、入院や通院、障害、死亡が対象となります。

県内では、スピード違反や飲酒運転などの危険運転が原因で悲痛な交通事故が発生しています。交通事故で亡くなる人の半数以上が高齢者です。交通事故は、予期せぬ時に突然襲ってきます。安心への備えに、負担の少ない掛金で保障がしっかりした「町民交通災害共済」への加入をご検討ください。

▼加入できる人

▽町に住民票がある人で本人と生計が同じ家族

▼町外に住む学生

いつでも申し込めます

▼加入に必要なもの

▽印かん▽加入口数に応じた掛金

災害の程度と保障内容

口数	掛金 (年額)	死亡	障害 (1級～14級)	入院・通院（1日つき）	
				入院	通院
10口	1050円	100万円	4万円～100万円	2000円	1000円
20口	2100円	200万円	8万円～200万円	4000円	2000円
30口	3150円	300万円	12万円～300万円	6000円	3000円
40口	4200円	400万円	16万円～400万円	8000円	4000円
50口	5250円	500万円	20万円～500万円	10000円	5000円

※入院は5日目から180日まで、通院は90日までが限度です

「児童相談員」を配置しました

問 福祉課児童福祉係 ☎282-1346

福祉課では今年度から、子どもに関する相談窓口として「児童相談員」を配置しました。

乳幼児から18歳未満のお子さんの養育について、悩まれていること、不安に思っていることを専任の相談員が、一緒に対応策を考えます。

本人やご家族の思いを大切にしながらお話をうかがわせていただき、相談内容によっては保健センターや医療機関、教育関係機関とも連携していきます。

<相談内容の例>

- 子どもの心身の発達に不安がある
- 療育の場所を探している
- 子どもの就学先を迷っている
- 不登校や引きこもりの傾向がみられる
- 近所に虐待が疑われる家がある

<相談日等>

- 毎週 火曜日 13時～16時
(事前に電話で福祉課児童福祉係までお問合せください。)

※相談は相談者の都合に合わせて、曜日、時間の変更ができます

普段は処分できない 特別ごみの収集を行います

問 みず環境課生活環境係 ☎282-1604

普段は処分できない特別なごみの収集を有料で行います。特別ごみは、電化製品、家庭用品、消耗品、農業用品などが対象です。今回の特別ごみの収集は11月末を予定しています。

- 日程 5月19日回
- 場所 町民グラウンド駐車場(木倉)
- 時間 8時～12時
- 特別ごみ対象
- 【電化製品】 テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯(乾燥)機
- 【家庭用品】 畳・トタン・スレート・ガラス類・便器・金属類
- 【消耗品】 タイヤ・バッテリー・一斗缶・ドラム缶
- 【農業用品】 農機具・ハウスパイプ
- 【車両】 バイク